

令和元年（2019年）6月13日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 （課長）神事 正實 （担当）平澤 忍  
 電 話：026-235-7057（直通）  
 026-232-0111（代表）内線 2287  
 F A X：026-235-7370  
 E-mail：kokai@pref.nagano.lg.jp

## 令和元年6月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案5件、新設条例案2件を提出予定です。

### 一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b>（詳細は、別紙1（P5）のとおり）</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定します。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年10月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消防課 026-235-4332 (FAX) Email: shobo@pref.nagano.lg.jp            薬事管理課 026-235-7398 (FAX) Email: yakuji@pref.nagano.lg.jp            ものづくり振興課 026-235-7197 (FAX) Email: mono@pref.nagano.lg.jp            人材育成課 026-235-7328 (FAX) Email: jinzai@pref.nagano.lg.jp            河川課 026-225-7069 (FAX) Email: kasen@pref.nagano.lg.jp            建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp            生活安全企画課            026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
2	<p><b>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬日額の改定を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: senkan@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

<p>3</p>	<p><b>長野県県税条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 法人事業税 特別法人事業税（国税）の創設に伴い、法人事業税の税率を引き下げます。</p> <p>(2) 自動車税</p> <p>ア 種別割の税率の引下げ 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車の種別割の税率を引き下げます。</p> <p>イ 種別割の特例措置の見直し 環境負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、その対象となる自家用の乗用車を電気自動車等に限定します。</p> <p>ウ 環境性能割の税率の適用区分の見直し 環境インセンティブを強化するため、自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。</p> <p>エ 環境性能割の臨時的軽減 消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減します。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年10月1日（(2)のイは令和3年4月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>4</p>	<p><b>屋外広告物条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>景観法に基づく景観行政団体である飯島町が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年8月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>5</p>	<p><b>県営水道条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>水道法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和元年10月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水道事業課 026-235-7388 (FAX) Email: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

番号	条例案の概要
6	<p><b>長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例案</b>                      (詳細は、別紙2 (P7) のとおり)</p> <p>主要農作物及び伝統野菜等(以下「主要農作物等」という)の種子の生産等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図るため、次のとおり定めます。</p> <p>(1) 定義                      「主要農作物」を、稲、大麦、小麦、大豆及びそばと定義します。                      「伝統野菜等」を、県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種で、種子生産を継続する必要があると知事が認めたものと定義します。</p> <p>(2) 基本理念                      主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであり、消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下、県及び関係機関の連携の下に行うことを基本理念とします。</p> <p>(3) 県の責務及び種子管理団体等の役割                      県の責務及び種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体の役割を定めます。</p> <p>(4) 主要農作物の種子の生産と安定供給                      主要農作物の優良な種子の生産及び安定的な供給を図るため、種子の計画的な生産並びにほ場及び生産物の審査等について定めます。</p> <p>(5) 主要農作物の種子の生産に係る支援                      県が行う、種子生産者の育成及び確保、種子の生産のための体制の整備等、主要農作物の種子生産者等への支援について定めます。</p> <p>(6) 伝統野菜等の種子の生産等に係る支援                      県が行う、採種の技術の指導及び品種の維持のための種子の保存等、伝統野菜等の種子の生産等への支援について定めます。</p> <p>(7) 財政上の措置                      主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置について定めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農業技術課 026-235-8392 (FAX) Email: nogi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

7

**長野県立武道館条例案**

武道その他のスポーツの振興を図るため佐久市に設置する長野県立武道館について、その設置及び管理等に関し必要な事項を定めます。

(令和2年3月1日から施行)

スポーツ課 026-235-7476 (FAX) Email: sports-ka@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

「長野県手数料徴収条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 長野県手数料徴収条例

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
①職業能力開発促進法	技能検定試験（実技試験）	1万8,200円を超えない範囲内において知事が定める額	1万7,900円を超えない範囲内において知事が定める額	1.7
②毒物及び劇物取締法	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	20,700円	20,600円	0.5
③消防法	甲種危険物取扱者試験	6,600円	6,500円	1.5
	乙種危険物取扱者試験	4,600円	4,500円	2.2
	丙種危険物取扱者試験	3,700円	3,600円	2.8
④火薬類取締法	丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験	18,000円	17,000円	5.9
⑤高圧ガス保安法	製造保安責任者試験	8,200円～ 9,300円	7,900円～ 9,000円	3.3～ 3.8
	販売主任者試験	5,700円～ 7,900円	5,500円～ 7,600円	3.3～ 4.2
⑥電気工事士法	第一種電気工事士免状の交付	6,000円	5,900円	1.7
	第二種電気工事士免状の交付	5,300円	5,200円	1.9
	電気工事士免状の再交付	2,700円	2,600円	3.8
	電気工事士免状の書換え	2,100円	2,000円	5.0
⑦液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス設備士試験	20,900円～	20,200円～	3.4～
		21,400円	20,700円	3.5
⑧採石法	業務管理者試験	8,100円	8,000円	1.3
⑨建築士法	二級建築士又は木造建築士の免許	19,300円	19,200円	0.5
	二級建築士試験又は木造建築士試験	17,900円	17,700円	1.1

(2) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	特定遊興飲食店営業の相続に係る承認	8,700円	8,600円	1.2
	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認	12,000円	11,000円	9.1
	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認	12,000円	11,000円	9.1
②銃砲刀剣類所持等取締法	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,700円	12,300円	3.3
	年少射撃資格の認定のための講習会	9,800円	9,700円	1.0
	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（その他の講習）	6,900円	6,800円	1.5
③警備業法	機械警備業務管理者講習	39,000円	38,000円	2.6

- 施行期日  
令和元年10月1日

# 「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」(案) について

農業技術課

## I 条例制定の趣旨

平成30年4月1日に「主要農作物種子法」(昭和27年制定)が廃止されたため、本県では「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を制定し、これまでの種子供給システムを維持する体制を整備した。これにより、引き続き高品質な種子の確保と安定供給に取り組んでいるが、今後も安定的な種子の生産体制が確保されるのか県民から不安の声があることから、将来にわたって主要農作物等の種子の安定供給の仕組みをより確実なものにするため、条例を制定することとした。

## II 条例の内容

### 1 目的

主要農作物及び伝統野菜等(以下「主要農作物等」という)の種子の生産等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

### 2 定義(対象作物)

- (1) 主要農作物：稲、大麦、小麦、大豆及びそば
- (2) 伝統野菜等：信州の伝統野菜認定制度により認定された伝統野菜及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種のうち知事が認めたもの

### 3 基本理念

主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであり、消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下、県及び関係機関の連携の下に行うものとする。

### 4 県の責務及び種子管理団体等の役割

	対象者	内 容
責 務	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要農作物等の種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施</li> <li>・種子管理団体、種子生産者、種子生産関係団体と連携</li> </ul>
役 割	種子管理団体 (知事が指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要農作物の優良な種子の安定的な供給を行う</li> <li>・主要農作物等の種子の保存に努める</li> </ul>
	種子生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要農作物等の種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努める</li> </ul>
	種子生産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努める</li> </ul>

## 5 主要農作物の種子の生産と安定供給

主要農作物の優良な種子の生産と安定的な供給を図るため、具体的な役割を以下のとおり規定する。

項目	実施者	内容
(1) 奨励品種の決定	県（知事）	・県内に普及すべき主要農作物として生産を奨励する品種（奨励品種）を決定
(2) 種子計画 <sup>※1</sup> の策定	種子管理団体	・種子生産に関する計画を知事と協議して策定
(3) 原原種の生産等	県	・原原種の生産、調達及び供給
	種子管理団体	・原種の生産、調達及び供給
	種子管理団体	・種子の調達、需給の調整及び備蓄
(4) 種子生産ほ場の届出	種子生産者	・種子を生産するほ場を知事に届出
(5) 種子生産ほ場等の審査	種子生産者	・ほ場審査 <sup>※2</sup> 及び生産物審査 <sup>※3</sup> の請求
	県（知事）	・ほ場審査 <sup>※2</sup> 及び生産物審査 <sup>※3</sup> の実施
	県（知事）	・審査の結果について審査証明書を交付

※1 種子計画：種子の需給見通し及び生産量のほか、種子生産に関し必要な事項を定めた計画

※2 ほ場審査：栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等についての審査

※3 生産物審査：種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

## 6 主要農作物の種子の生産に係る支援

(1) 県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行う。

(2) 県は、種子生産者の育成及び確保、採種の技術の継承並びに種子の生産の体制の整備に必要な施策を講ずることにより、将来にわたって優良な種子が安定的に生産できるようにする。

## 7 伝統野菜等の種子の生産等に係る支援

県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術の指導その他の種子の安定的な生産のために必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行う。

## 8 財政上の措置

県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

# III 施行

令和2年4月1日